

附属機関及び懇談会等の設置等に係る基準

1 趣旨

この基準は、本市における附属機関及び懇談会等の適正な設置又は開催を図るとともに、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第21条の規定に基づき、附属機関及び懇談会等の構成員及び参加者（以下「委員等」という。）の選任又は選出に関し、公平性に配慮し、及び手続の透明性を確保するため、法令その他別に定めがあるもののほか、附属機関及び懇談会等の設置又は開催、委員等の選任又は選出手続等に関し基本的な事項を定めるものとする。

2 本基準の対象

本基準は、第1号及び第2号に掲げる機関及び会合を対象とし、第3号に掲げる組織は対象としない。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき本市が設置する、行政執行のために必要な調定、審査、諮問又は調査を行うことを目的とした合議制の機関をいう。

当市においては、審議会、審査会等の名称の如何を問わず、以下の要件を全て満たすものを附属機関とする。ただし、地域協議会を除く。

ア 構成員に市職員以外の外部の者を含むこと。

イ 市の要請に応じ、行政執行のために必要な調停、審査、審議又は調査等を目的とすること。

ウ 代表者、定足数、議決方法等の定めがあり、機関としての意思を示す合議体であること。

(2) 懇談会等

市民、学識経験者、関係団体等、あらかじめ選定した特定の参加者から個々の意見を聴取し、市政運営に反映させることを主な目的として、法律又は条例によらず本市が開催する会合（懇談会、協議会等の名称の如何を問わない。）をいう。ただし、次に掲げる会合等を除く。

ア 市職員のみを構成員とするもの

イ 特定の事業又はイベント等の実施のみを行う主体として組織されたもの

ウ その他この基準の対象とすることが適当でないもの

(3) 市の外部に設置される組織

次に掲げる事情を踏まえ、市の外部に設置するものと整理される組織をいう。（事務局が市であるか否かを問わない。）

ア 会の運営に要する費用を市の会計から直接支出しないこと。

イ 市以外のものが設置した組織であること。

ウ その他外部に設置する組織と認められる事情があること。

3 附属機関及び懇談会等の設置又は開催

(1) 必要性の検討

附属機関及び懇談会等は、市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るために真に必要と認められる場合に限り、新たに設置又は開催できるものとする。ただし、設置又は開催しようとする附属機関及び懇談会等が次のいずれかに該当するときは、設置又は開催できないものとする。

ア 附属機関及び懇談会等の審議内容、意見を聴取する事項等について、パブリックコメント、アンケート、個別の意見聴取等で代替できるとき。

イ 附属機関及び懇談会等の審議内容、意見を聴取する事項等が既存の附属機関及び懇談会等と重複し、又は類似している場合で、既存の附属機関及び懇談会等を活用できるとき。

(2) 根拠例規の制定

附属機関及び懇談会等を新たに設置又は開催する場合は、次に掲げる区分に応じ、根拠例規の制定又は改正手続を行うものとする。

ア 附属機関

附属機関を設置する場合は、法律に根拠を有するものを除き、附属機関設置条例及び同施行規則の改正を行うものとし、条例及び規則に規定する事項のほか定めるべきことがある場合は、要綱又は要領を制定又は作成するものとする。ただし、施策の方針等を総合的に定める条例を別途制定する場合、既存の条例に附属機関に係る規定を追加する必要がある場合など、特段の必要がある場合は、附属機関設置条例の改正を行わず、別途条例を制定又は改正するものとする。

イ 懇談会等

懇談会等を開催する場合は設置要綱を制定するものとする。

(3) 委員等の定数

ア 委員等の定数は、設置又は開催目的、審議内容、意見を聴取する事項等に見合った必要最小限の人数で設定するものとする。

イ 市民から公募により選任又は選出する委員等（以下「公募委員等」という。）の定数は、当該附属機関及び懇談会等の専門性等に支障がない範囲内において、必要な人数を設定するものとする。

(4) 附属機関及び懇談会等の設置又は開催期限

附属機関及び懇談会等の設置又は開催目的の達成時期が明らかであるときは、設置又は開催期間の終期をあらかじめ附属機関及び懇談会等の設置又は開催根拠に明示するものとする。

(5) 行政イノベーション課長への協議

附属機関及び懇談会等を新たに設置又は開催する場合は、その検討の段階で行政イノベーション課長に協議し、附属機関及び懇談会等の根拠となる例規の制定に当たっては、同課に合議するものとする。

4 委員等の選任又は選出

委員等の選任又は選出に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 附属機関及び懇談会等の設置又は開催目的を踏まえ、幅広い分野、年齢層及び居住地域から選任又は選出すること。

(2) 関係団体等から委員等を選任又は選出する場合は、同一の人の重複を避けるため、

当該関係団体等の長に限らず、広く構成員のうちから選任又は選出するよう努めること。

- (3) 関係団体等の推薦に基づき委員等を選任又は選出する場合は、同一の人の重複を避けるため、当該関係団体等の長に限らず、広く構成員のうちから推薦するよう当該関係団体等に働きかけること。
- (4) 上越市男女共同参画基本条例（平成14年上越市条例第1号）第13条第2項及び第3項の規定に基づき、委員等の数は男女同数（定数が奇数であるときは、男女の数の差が1人）となるよう配慮すること。
- (5) 附属機関においては自治基本条例第21条第3項の規定、懇談会等においては同条例第4条第2号に定める市民参画の原則に基づき、市民から公募し、選任した人を委員等を含めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、例外的に公募市民を選任しないことができるものとする。
 - ア 法令等により委員等が限定される場合
 - イ 高度な専門的知見から合理的に審査・判定することが委員等に求められる場合
 - ウ 高度な専門性を有する事案について審議する場合
 - エ 審議分野・関係地域の限定性などから 特定の事業者や特定地域の住民でないと審議が困難である場合
 - オ 公正な審査・判定が求められる事案について 第三者的視点に立った審議を行う必要がある場合
 - カ その他、委員等の選任方法として市民からの公募が馴染まないと判断される場合
- (6) 市民から公募により委員等を選任又は選出する場合は、同一の人を5を超える附属機関及び懇談会等の委員等を選任又は選出しないこと。
- (7) 公募委員等の再任は、1回を限度とすること。
- (8) 委員等の任期満了に伴う改選に当たっては、専門性等に支障がない範囲内において一定割合で新任の委員等を選任又は選出することにより、附属機関及び懇談会等の活性化を図ること。

5 公募委員等の募集

公募委員等の募集に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 次に掲げる事項を明らかにした募集要項を作成すること。
 - ア 附属機関及び懇談会等の名称、審議事項又は意見を聴取する事項及び会議の開催予定
 - イ 公募委員等の募集人数、応募資格、任期、報酬又は報償費及び旅費の額、応募方法、応募期間並びに選考方法
 - ウ 必要に応じて、応募用紙その他応募に必要な様式
- (2) 公募委員等の募集は、募集要項に記載した内容を明示し、次に掲げる方法により広く市民に周知すること。
 - ア 広報上越及び市ホームページへの掲載
 - イ 報道機関等への情報提供
 - ウ 募集要項の配布
 - エ その他周知のため必要な方法

- (3) 応募期間は、2週間以上とすること。
- (4) 公募委員等を選考したときは、選考結果について、速やかに応募者に通知すること。

6 会議の公開

附属機関の会議は、審議会等の会議の公開に関する条例に基づき公開するものとし、同条例第2条第1号に規定する「審議会等」に含まれない懇談会等については、同条例の対象外であることから、会議の公開を要しない。ただし、懇談会等の所管課等が会議の公開や資料及び会議録の公表を行うことはできる。

7 懇談会等の運営上の留意点

懇談会等は、行政運営上の意見の聴取、懇談等の場であることから、次に掲げる事項に留意し、附属機関との差異を明確にするものとする。

- (1) 組織としての意思を決定するための手続を行わないこと。
- (2) 懇談会等の名称は、「審査会」、「審議会」、「調査会」等、附属機関と誤認される名称を用いないこと。
- (3) 懇談会等の参加者から意見を聴取する事項を定めるに当たり、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」等、組織としての意見集約と誤認される表現を用いないこと。
- (4) 懇談会には委員や任期の概念がないことから、設置要綱に任期に係る規定は設けないこと。ただし、実務上は、要綱等に参加者に対し会への参加を求める期間を定めて依頼するなど、意見を聴取する対象が固定化することのないようにすること。
- (5) 設置要綱には、会の定数を規定しないが、懇談会等は参加者を特定して開催するものであるほか、会の円滑な運営を行うため、要綱等に意見を聴取する人数を定め、円滑な運営を行うこと。
- (6) 懇談会等の参加者の身分は私人であるため、設置要綱に委嘱に係る規定を設けず、委嘱を行わないこと。
- (7) 組織として意思決定をしないことから、代表者や議決手続、定足数等、合議体であるとの誤解を招く事項を規定しないこと。
- (8) 懇談会等の参加者から聴取した意見等は、答申、建議、報告書等の意見の集約を行わないこと。
- (9) 懇談会等の参加者の決定に当たっては、委嘱又は任命といった発令行為は行わず、一般の文書により参加依頼を行うこと。

8 附属機関及び懇談会等の統廃合

現に設置又は開催している附属機関及び懇談会等については、常にその設置又は開催の必要性、所掌事務等の見直しを行い、他の附属機関及び懇談会等との統合又は廃止に努めるものとする。

(1) 統合

附属機関及び懇談会等の必要性は認められるものの、審議内容、意見を聴取する事項等が他の附属機関及び懇談会等と重複し、又は類似している場合で、他の附属機関及び懇談会等を活用できるときは、当該附属機関及び懇談会等を他の附属機関及び懇

談会等に統合するものとする。

(2) 廃止

附属機関及び懇談会等が次のいずれかに該当するときは、当該附属機関及び懇談会等を廃止するものとする。

ア 所期の設置又は開催目的が達成されたとき。

イ 社会経済情勢、市民ニーズ等の変化により、設置又は開催の必要性が著しく低下していると認められるとき。

ウ 附属機関及び懇談会等の活動が著しく不活発であるとき。

エ 附属機関及び懇談会等の活動実績はあっても、設置又は開催の効果が乏しいと認められるとき。

オ 附属機関及び懇談会等の審議内容、意見を聴取する事項等について、パブリックコメント、アンケート、個別の意見聴取等で代替できるとき。

9 附属機関及び懇談会等の設置等に係る手続

(1) 設置又は廃止の報告

附属機関又は懇談会等の設置又は廃止があったときは、次の表に定める様式により速やかに行行政イノベーション課長に報告するものとする。

区分	報告様式
附属機関及び懇談会等の設置	附属機関及び懇談会等設置報告書（第1号様式）
附属機関及び懇談会等の廃止	附属機関及び懇談会等廃止報告書（第2号様式）

(2) 委員等の異動の報告

委員等の改選等により、委員等の異動があった際は、委員等名簿の氏名、ふりがな、性別、委員等の所属、任期の欄の更新を速やかに行うものとする。

10 委員等の報酬又は報償金及び旅費等

委員等に対し、次の表に定めるとおり報酬又は報償費及び旅費等を支給するものとする。

区分	身分	支給内容	支給根拠
附属機関の委員等	非常勤特別職	報酬	上越市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）
		費用弁償としての旅費	
		公務災害補償	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和46年上越市条例第111号）

懇談会等の 参加者	なし (私人)	報償費	予算編成の際に別途定める基準
		費用弁償とし ての旅費	職員の旅費に関する条例（昭和46年上 越市条例第31号）

※公務災害補償は公務災害発生時のみ

1.1 実施年月日

この基準は、令和6年4月1日から実施する。